

第26回参議院議員通常選挙啓発委託事業仕様書

1 事業の目的

第26回参議院議員通常選挙（以下「参院選」という。）の投票日及び投票環境（投票時間等）について周知するとともに投票総参加を呼びかけることを目的とする。

2 コンセプト

- (1) 幅広い世代の有権者はもとより、投票率が特に低い傾向にある若年層（10代、20代、30代）の有権者が進んで投票に行くような、創意工夫された企画の提案であること。
- (2) 使用する媒体、手法の特性を十分に活用し、インパクトがあり人目を引くものであること。
- (3) 事業内容のデザイン、コンセプトが統一されていて分かりやすく、有権者が投票所へ足を運ぶ動機付けとなるものであること。

3 企画・制作上の条件

- (1) 確実に実施可能な企画の提案であること。
- (2) 候補者の氏名、あるいは政党名を連想させるようなものでないこと。
- (3) 性差別的な内容でないこと、男女共同参画社会を考慮した内容であること。
- (4) 福島県選挙管理委員会（以下「県選管」という。）と十分に協議の上、企画及び制作に着手し、完成後直ちにその検収を受けること。
- (5) 企画、制作された作品の著作権の帰属は、県選管とすること。

4 事業の内容

(1) テレビスポットの企画・制作・放送

① テレビスポットの企画・制作

ア 15秒スポット

イ ナレーションについては、「投票日4日前まで」、「投票日3日前から投票日前日まで」、「投票日当日」用の3種類を作成すること。

② 放送局（民放4局）

福島テレビ、福島中央テレビ、福島放送、テレビユー福島

③ テレビスポットの放送

36回×4局＝144回

（回数については各局36回を最小限とし、契約額の範囲内で上回ることも認める。）

④ 放送時間及び回数（1局当たり）

ア 期間 令和4年7月1日（金）から7月10日（日）（投票日含む前10日間）

イ 回数（放送時間帯）

A タイム 8回

特Bタイム 10回（出来る限り、18:00～19:00の時間帯に放送）

B タイム 18回（出来る限り、7:00～9:00、23:00～24:00の時間帯に放送）

【放送時間帯の区分】※ 放送時間帯は目安

Aタイム・・・19:00～23:00

特Bタイム・・・12:00～14:00、18:00～19:00

Bタイム・・・7:00～9:00、14:00～15:00、17:00～18:00、23:00～24:00

ウ 備考

1日につき3回以上の放送とすること。

- ⑤ 企画・制作上の条件
 - ア 音声なしでも内容がわかるようにテロップ等を入れること。
 - イ 不在者投票制度及び期日前投票制度の周知を含む内容とすること(テロップ可)。
 - ウ 県選管ホームページの案内を含む内容とすること(テロップ可)。
 - エ 若者の政治や選挙に対する関心を高めるとともに若者に訴求する内容とすること。
 - オ アニメーション等を用いることも可能。
 - カ 動画の最初または最後に県作成のステートメントムービー（2秒間）を挿入すること（素材は県選管から提供）。
- ⑥ 納品等
 - 県選管の検収後、DVD（2枚）及び「YouTube」で再生可能な形式の動画ファイルで納品すること。
- ⑦ 履行確認
 - 令和4年8月12日（金）まで、上記の内容が適切に履行されたかを確認できる書面（放送確認書）を提出すること。

(2) ラジオスポットの企画・制作

- ① ラジオスポットの企画、制作
 - ア 30秒スポット
 - イ ナレーションについては、「投票日4日前まで」、「投票日3日前から投票日前日まで」、「投票日当日」用の3種類を作成すること。
- ② 企画・制作上の条件
 - ア 不在者投票制度及び期日前投票制度の周知を含む内容とすること。
 - イ 県選管ホームページの案内を含む内容とすること。
- ③ 納品等
 - 県選管の検収後、CD（2枚）で納品すること。

(3) ラジオ福島及びふくしまFMでのラジオスポットCMの放送

- ① 放送回数
 - 24回×2局＝48回
(回数については各局24回を最小限とし、契約額の範囲内で上回ることを認める。)
- ② 放送期間及び回数
 - ア 期間 令和4年7月4日（月）から7月10日（日）（投票日含む前7日間）
 - イ 放送時間帯及び回数（1局当たり）
 - 特Aタイム 14回
 - Aタイム 10回

【放送時間帯の区分】※ 放送時間帯は目安

特Aタイム・・・7：00～9：00、11：00～12：00、17：00～19：00

Aタイム・・・6：00～7：00、9：00～11：00、12：00～17：00、19：00～24：00

- ウ 備考
 - 1日につき3回以上の放送とすること。
- ③ 放送内容
 - 4（2）により制作したラジオスポットCM
- ④ 履行確認
 - 令和4年8月12日（金）まで、上記の内容が適切に履行されたかを確認できる書面（放送確認書）を提出すること。

(4) ラジオ福島、ふくしまFM以外の県内ラジオ局でのラジオスポットの放送

① 放送局

- ア FM POCO (福島コミュニティ放送)
- イ FM-MotCom (Mot.comもとみや)
- ウ KOCOラジ (郡山コミュニティ放送)
- エ ULTRA FM (こぶろ須賀川)
- オ FM愛'S (エフエム会津)
- カ FMきたかた (喜多方シティエフエム)
- キ SEA WAVE FMいわき (いわき市民コミュニティ放送)

② 放送回数

各放送局において放送期間中1日2回以上
(各局20回を最小限とし、契約額の範囲内で上回ることを認める。)

③ 放送期間及び時間帯

- ア 期間 令和4年7月4日(月)から7月10日(日) (投票日含む前7日間)
- イ 放送時間帯 17:00~20:00

④ 放送内容

4(2)により作成したラジオスポットCM
※CMの長さを各放送局に合わせて調整すること。

⑤ 履行確認

令和4年8月12日(金)まで、上記の内容が適切に履行されたかを確認できる書面(放送確認書)を提出すること。

(5) 啓発用ポスター等の企画・制作・配送

① 規格 B2版

② 数量 13,000枚

③ 納期

ア 県選管作成啓発ポスター

(ア) 県選管、県内7地方事務局、県内59市町村の選挙管理委員会(約11,480枚、約67カ所)

令和4年6月15日(水)

(イ) 県内の高校・大学・短大・専門学校(約1,400枚、約170校)

令和4年6月17日(金)

(ウ) 県内の自動車教習所(約120枚、全38校)

令和4年6月17日(金)

イ 総務省作成啓発ポスター・リーフレット

総務省から到着後、仕分けの上指定された数量をアと同じ送付先へ併せて送付すること。

なお、県選管作成啓発ポスターの送付に間に合わない場合は、総務省作成啓発ポスター・リーフレットは別便で送付すること。

④ 納入方法

県選管、県内7地方事務局、県内59市町村の選挙管理委員会及び県内の高校・大学・短大・専門学校に指定された数量を直接納入すること。

また、県選管に令和4年6月15日(水)までに電子データ(CD-ROM 1枚)を納品すること。

⑤ 企画・制作上の条件

ア 不在者投票制度及び期日前投票制度の周知を含む内容とすること。

イ 県選管ホームページの案内を含む内容とすること。

ウ 県選管ホームページのURLが格納された二次元コード（別紙附属資料参照）を記載すること。

エ 「福島県選挙管理委員会 福島県明るい選挙推進協議会」と記載すること。

オ テレビスポットCMと統一的なデザインとすること。

カ 2枚組での掲示を目的とするポスター、両面ポスターは認めない。

キ 県選管以外に納入する際には、別途用意する通知文を添付して送付すること。

(6) ホームページ作成・管理業務等（参議院議員通常選挙広報用ホームページの開設等）

① 実施期間

県選管が指定する日から投票日翌日まで

② ホームページの内容

ア 投票日及び期日前投票・不在者投票制度に関する情報は必ず盛り込むこととし、特に「不在者投票の手続」に関する2分程度の動画を作成して埋め込むこと。

イ その他の内容については別途指示又は協議の上決定する。

③ 企画・制作上の条件

ア スマートフォン対応版も作成すること。

イ テレビスポットCM、啓発用ポスター等と統一的なデザインとすること。

ウ 県選管公式Facebookページ、県選管公式Twitterページをホームページに埋め込むこと。

エ ホームページ開設にかかるドメイン及びサーバーは新規取得すること。

オ ホームページの更新又は停止については、土日祝日も含めて24時間作業を行える体制を整えておくこと。

④ その他

県選管公式Facebookページ及び県選管公式Twitterページが若年層の有権者に「シェア」または「リツイート」、及び「いいね」されるための方策を提案すること。

(7) インターネット広告

若年層を中心に幅広い世代の有権者に投票日及び期日前投票期間を周知し、投票への参加を呼びかけるため、インターネットやSNS等を活用した広告等（広告媒体や広告形式も含め、より啓発効果が期待できるもの）を提案すること。

なお、動画広告については、原則としてテレビスポットCMの素材を活用すること。

① 広告種類（例）

ア 動画広告

イ SNS広告

ウ バナー広告 など

② 媒体（例）

ア Youtube

イ Yahoo!

ウ Google

エ Twitter

オ Facebook

カ Instagram

キ LINE

ク SmartNews など

③ 広告期間

令和4年7月1日（金）から7月10日（日）（投票日含む前10日間）

※ただし、7月10日（日）は正午までとする。

④ 広告内容

テレビスポットCM素材、啓発用ポスター素材

※必要に応じて加工すること。

⑤ 条件

ア エリアを福島県内に限定

イ PC、タブレット端末、スマートフォン向けに配信。

ウ 各媒体の出校に必要なアカウントは新規取得すること。

エ 令和4年8月12日（金）まで、実際に配信されたインプレッション数（実配信imp数）の分かる書面により報告すること。

オ 動画のスキップ可、1秒でも表示されていれば1カウントに数える。

（8） 広報車用CD・配送

① 作成内容（原稿は別途県選管から提供）

A 広報車用（公示日）

B 広報車用（公示日翌日から投票日前々日まで）

C 広報車用（投票日前日）

D 広報車用（投票日）

E 庁内放送用（公示日）

F 庁内放送用（公示日翌日から投票日3日前まで）

G 庁内放送用（投票日前々日）

② 作成数量

ア 広報車及び庁舎用音楽CD 67枚（A～Gの7種類を1枚に録音）

※CD表面に各トラックのタイトルを記載すること（テプラテープ可）。

イ 庁舎用音楽CD 3枚（E、F、Gをそれぞれ1枚に録音）

※CD表面にトラックのタイトルを記載すること（テプラテープ可）。

ウ 高校放送用音楽CD 140枚（Bのデータを録音）

※CD表面に「高校放送用」と記載すること（テプラテープ可）。

エ 記録用データCD 1枚（7種類（A～G）のデータを入れたもの）

③ 納品先

県選管で検収後、県内7地方事務局、県内59市町村の選挙管理委員会（約67カ所）及び県内の高校・大学・短大・専門学校約170校）に指定された数量を直接納入すること。

なお、県選管以外に納入する際には、別途用意する通知文を添付し、4（5）啓発ポスターと併せて送付すること。

④ 納期

ア 県選管、県内7地方事務局、県内59市町村の選挙管理委員会

令和4年6月15日（水）

イ 県内の高校

令和4年6月17日（金）

（9） 若年層の有権者を対象とした啓発事業

① 事業内容

投票率が低い傾向にある若年層に対して政治や選挙への関心を高め、投票を促すため、特に啓発効果が高い媒体、手法により、啓発事業を行う。

② 対象

10代、20代の有権者又は家族連れの有権者

③ 実施期間

令和4年6月23日（木）から7月9日（土）（短期集中型でも可。）

④ 企画の例

- ア 学生や家族連れの参加によるCM・広告等の作成
- イ 学生や家族連れを対象とした啓発資料の作成
- ウ 学生や家族連れが集まる場（大学、野球やサッカー等の試合会場、イベント会場等）における広報、ブース設営
- エ 県内の飲食店（ファミリーレストラン等）における、テーブルステッカーの掲示及びPOSレジ液晶CMによる啓発

⑤ 留意事項

- ア 飲食物の提供は行わないこと。
- イ 啓発資料の配布等を実施する場合、会津地方、中通り地方及び浜通り地方それぞれで1回以上実施すること。
- ウ イベント事業の実施に当たっては、十分な感染症対策を講じること。

(10) 大型ビジョン広告

① 広告媒体及び回数

- ア ATi VISION（郡山市） 15回／日以上
 - イ ラトブ（いわき市） 10回／日以上
- （契約額の範囲内で上回ることも認める。）

② 広告期間 令和4年6月29日（水）～令和4年7月10日（日）の間における連続した7日間

③ 広告内容

テレビスポットCM素材
※必要に応じて加工すること。

④ 条件

令和4年8月12日（金）まで、上記の内容が適切に履行されたかを確認できる書面を提出すること。

(11) スーパー等店舗の広告

① 広告媒体及び回数

- ア イオンチャンネル 100回／日以上（保証回数：1,008回／7日間）
 - イ イトーヨーカドーTV 100回／日以上（保証回数：800回／7日間）
 - ウ ミニストップ POSレジ液晶CM 400回／日以上
- （契約額の範囲内で上回ることも認める）

② 広告期間 令和4年7月4日（月）から7月10日（日）（投票日含む前7日間）

③ 広告内容

テレビスポットCM素材
※必要に応じて加工すること。

④ 条件

- ア エリアを福島県内に限定
- イ 令和4年8月12日（金）まで、上記の内容が適切に履行されたかを確認できる書面を提出すること。

5 委託契約額

「16,186,500円」以内(消費税含む)

6 日程等

実施要領及び別紙2「想定スケジュール」を参照。

7 その他留意事項

この仕様書に定められていること以外は別途協議して決める。

〔特記仕様〕 各事業の実施日程について

- 1 各事業の実施日程は、選挙期日を令和4年7月10日と想定して設定したものである。
- 2 実際の選挙期日が前項の期日より遅くなった場合は、その日数分、各事業の実施日程を繰り下げることとする。
- 3 実際の選挙期日が前項の期日より早まった場合は、その日数分、各事業の実施日程を繰り上げ、スケジュール間を短縮して行うため、別途県選管と協議することとする。
※参考：第25回参議院議員通常選挙啓発委託事業スケジュール（別紙3）
(選挙期日決定：令和元年6月26日、選挙期日：令和元年7月21日)
- 4 選挙期日が確定した場合は、県選挙管理委員会事務局が直ちに連絡する。
- 5 納期の指定のある事業の納期については、別途指示する。

[別紙附属資料]

県選管ホームページのURL及び二次元コードについて

- URL
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/62010a/>
- 二次元コード



※ 掲載する二次元コードが変更になった場合は、県選管が、別途指示した二次元コードを掲載すること。